

W・エンゲルス

『ライン州における償却と共有地分割』

——Wilhelm Engels „Ablösungen und Gemeinheitsteilungen in der Rheinprovinz. Ein Beitrag zur Geschichte der Bauernbefreiung“

Ludwig Röhrscheid Verlag. Bonn. 1957. SS. 174.——

川 本 和 良

—

ナポレオン制圧下に開始されたドイツの農民解放にかんするわが国の研究は、すでにあまたの成果をつみ重ねている。だが、その多くはエルベ以東に焦点を定めてきた。^{*}あのプロイセン農業変革によるグーツ経営のユニカー経営への推転の過程を明らかにしなければ、その後のドイツの経済ならびに政治の発展を把握する

ための、もっとも主要な基礎をきずくことができないからである。これに反して、ドイツの産業革命の心臓といふべきライン・プロイセンにおける農民解放については、これまで簡単に取扱われるにすぎなかった。しかし、ドイツ産業資本の形成の基礎を把握するためには、^{*}なおたち入った研究がすすめられる必要があるだろう。^{*}本書はライン州における農民解放を直接の研究対象として取上げ、これを包括的に叙述したもので

あり、こうした要求にこたえる労作である。

* エルベ以东のプロイセン農業変革にかんする主な業績としてつぎのものがある。松田智雄「ユンカー経営の成立と中間層農民」、『歴史評論』、一二号。宇尾野久「東プロシアにおけるグーツヘル・パウエルン関係の展開過程」(『農政史研究』所収)。林健太郎「近代ドイツの政治と社会」。北条功「プロシヤ農民解放の前提」(高橋幸八郎編著『近代資本主義の成立』所収)。同「東ドイツのユンケル経営」(大塚久雄編『近代の産業』所収)。同「いわゆるプロシヤ絶対王政の「農民保護」」、『史学雑誌』、第六三篇、第八号。同「十八世紀後半の東ドイツにおける『農業革命』の特質」、『経済学論集』、第二三卷、第二号および第三号。同「農民保護」と「農民解放」、『学習院大学・政経学部・研究年報・3』。同「いわゆる「プロシア型」の歴史的構造」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収)。山口和男「プロシヤ農業変革についての一考察」、『経済論叢』、第六九卷、第三・四号。藤瀬浩司「プロシア「農業改革」の経済的基礎」、『歴史学研究』、二二二号。

** ライン・プロイセンの農民解放に言及した業績としてつぎのものがある。松田智雄「関税同盟前史序論」、『史学雑誌』、第五五篇、第一一号および第一二号。同「三月初期における農業変革」(『社会経済史学会編『農民解放』、

W・エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』(川本)

放の史的考察』所収)。同「近代の史的構造論」。同「土地所有と産業資本」(松田智雄編著『近代社会の形成』所収)。木谷勤「初期資本主義と問屋制工業」、『思想』、一九五三年二月号。

本書は償却と共有地分割の二つの部分を中心に構成されており、償却の部分では領主・農民関係の廃棄が、共有地分割の部分では共同体解体の問題が取扱われている。ところで、ライン州における農民解放は、エルベ以东におけるような変革的意義をもたないで、「単に事実上すでに以前に達せられた状態の法的認可」(S. 21)にしかならなかったという。では、農民解放前夜のライン州の農民はどうした状態にあったのか、また、農民解放はそれにどのような作用を及ぼしたのであるうか。本書にしたがって考察をすすめてゆくことにしよう。

二

一八世紀末におけるラインの農業構造の根本的特徴は、すでに一二世紀から一四世紀にかけて形成されて

おり、その後の発展の基本線は小作制度 (Pachtwesen) の拡大にあったという。つまり、一二〜一四世紀に貨幣経済が進展して都市が発生してくるにつれて、グルンドヘルは賦役農場 (Fronhof) の自己経営をやめ、これを定期小作 (Zeispacht) に出すようになった。このヴィリカチオン制度からレントングルンドヘルシャフトへの移行にともない、他の自由所有地 (Freie Eigen) や、さまざまな種類の采邑地 (Lehnstand) もまた定期小作に出されたため、とりわけニーダー・ラインでは資本力のある市民や貴族、宗教団体等が小作地を借り受けて、さらにそれを小作に出すところの又貸 (Unterpacht) が顕著に発展した。こうして一八世紀末にはライン州の全耕地面積の三分ノ一が、又貸をも含む小作地となっていた。他方、この小作制度の拡大とともに、小作人の土地保有権は漸次世襲的なものとなっていった。すなわち、はじめ短期の定期小作であったものが、やがて一代小作 (Pacht auf Lebens-

zeit, クレーヴでは Leibgewinnung と呼ばれた) となり、さらに事実上の永小作 (Erbpacht) へと移行したのであった。つぎに貢租についてみると、小作料は最初は現物形態での収穫物折半であったが、やがて貨幣形態に転化し、これにともない人身に課せられた死亡税 (Kürmede) や保有地移転料 (Laudemium) 等も物権化されて僅かの賃租に転化した。そして、ライプアイゲンシャフトは州の南部と南西部に僅かに残存するのみとなり、世襲隷民性 (Erbuntertänigkeit) は完全に消滅した。また、本来的にはグルンドヘルが負担すべき公租もほとんど小作人負担となった。こうして永小作料はグルンドヘルの上級所有権承認料となり、小作人は凶作のときの貢租軽減要求を喪失したかわりに、小作地の譲渡、分割が可能となり、事実上の土地所有者となったのである。

では、小作地以外の土地はどうであったのか。ここでも従来の農民達 (Hüfner, Lehnsteute, Hofleute,

Laten)は土地保有の世襲権を獲得し、人身に課せられた死亡税等の偶然的貢租は年々の僅かな賃租に転化し、保有地を自由に分割し、譲渡しうる事実上の完全所有権を獲得したのである。

以上はグルンドヘルの荘園裁判所 (Hofgericht) に所属する土地であるが、これ以外にランデスヘルのレストラン裁判所 (Landgericht) に所属する土地があった。この土地は最初から自由に相続が許され、相続にさいして義務を負わず、ただ譲渡のさいに僅かな保有地移転料を支払う世襲賃租地 (Erbsingüter) であった。したがって、初期にはこのラント法にもとづく自由な貸与形式がグルンドヘルの荘園法にもとづく貸与形式と著しい対照をなしていたとしても、その後ランデスヘルに所属する開墾地が増大し、ラント法にもとづく貸与権が荘園法に侵入するにつれ、両者を法的に分離することが困難となつていった。

このような事情のもとで発せられた償却立法の遂行

にさいし、二つの困難が生じてきた。その一つは償却立法が土地所有権と同時に人身支配権を意味したグルンドヘルシャフトを廃棄するにさいし、人身支配権を無償廃止しようとしたのにたいし、土地所有権を償却しようとしたことから生じた。ライン州では両者を區別することがもはや困難だった。かくて、この点をめぐり係争が頻発した。いま一つの困難は対物的賦課 (Realsteu) のうちでもっとも重要な十分の一税の償却から生じた。それにはさまざまな種類があつたにせよ、一八世紀末にはこの圧倒的部分は開墾地から開墾十分の一税 (Rottzehnte) をえるランデスヘルに帰属し、一般的に現物形態をとつていた。そこで、償却のためには、まずこれを貨幣形態に転化したうえで償却額を決定する必要があつた。まさしくこの転化の基準をめぐつて多くの問題が生じたのである。

つきにこの償却の過程についての著者の叙述の紹介に移らう。

三

償却の過程はライン左岸と右岸にわけて考察されている。なんとすれば、左岸においてはフランス立法により急激な封建的秩序の除去が企てられたのたいし、右岸においてはプロイセン領へ移行したのち、漸次に償却過程が進展したからである。

ライン左岸においても個々の地方が異った時期にフランスへ帰属したため、地方により異った法律が異った時期に施行されたが、著者はこれから生じた差異は重要でないと述べ、叙述を左岸全体に共通する諸規定に限定して考察をすすめている。

まず、グルンドヘルに支払われる貢租の廃止についてみよう。一七九二年八月二五日と二八日の命令で公法的諸権利は無償廃止された。しかし、私法的な土地にたいする権利は償却が規定されている。ついで九三年七月一七日の命令では、一切の貢租は無償廃止される

が、純粹地代とみなされるものは償却されることとなった。ところが、この命令の施行の過程で貢租と純粹地代の区別の基準について意見の対立がかもしたされたため、学者の見解が求められ、これを基礎にして純粹地代とみなされる貢租の名前を詳細に明記した一八〇四年一〇月一日の法律が發布された。この法律の不完全なことは同じ名前の貢租でも地方により異った内容をもつことを看過している点からも窺える。しかし、とりわけ永賃租・永小作地 (Erbzins- und Erbpachtgüter) とクルルメーデ・采邑地 (Kurnede- und Lehnsgüter) の諸貢租については純粹地代とみなされるものの名前が明記されていたのたいし、一代定期小作地 (Zeit- und Leihgewingüter) の貢租 (Leibgewinsabgabe) について規定が曖昧であったため、多くの係争が生じた。この貢租は、はじめ保有地相続のさい徴収される偶然的貢租であったとはいえ、のちに貨幣形態の年貢租 (Leibgewinsredemptionsgel-

den)に転化し、固定貢租であるかの外観をとつていた。そこで、この貢租は本来的には偶然的貢租であったから、九三年の法律にしたがうと無償廃止の見込みが強かったのにたいし、一八〇七年七月一四日の国家委員会判定では固定貢租とみなされて償却が命じられた。その結果、農民はこの貢租の支払いと償却を拒否したため、多くの係争が生じたのだつた。ところが、これにたいする裁判所の判決はまちまちである。なんとすれば、裁判官にこの貢租の性質についての統一の見解がなかつたからだ。かくて、三二年二月九日の内閣命令によつて、固定されていないライブゲヴィン貢租は無償廃止されるのにたいして、固定されている貢租は、二九年以降の未払金を納めたくて償却されることが規定された。しかし、農民はその後も反抗を続けていた。他方、一代定期小作地以外の土地においても農民はしばしば純粹地代とみなされた貢租の支払いと償却を拒否した。農民は拒否の理由としてこれらの

貢租が封建的起源をもつことをあげ、グルンドヘルがこれにたいする反証を明示できないことを強調した。そこで、グルンドヘルは第三回ライン州会で義務者が封建的起源の証明を提示すべきであると主張し、のちにこれが容れられて、証明義務は義務者に課せられ、証明には采邑状(Lehnbrief)と采邑誓約書(Lehntrewe)があてられることになつた。

つぎに、ランデスヘルに支払われる十分の一税に代表される現物貢租の場合は、まず貨幣貢租に転化し、その一五倍額で償却が命じられた。貨幣貢租への転化は、もつとも近い市場において、償却に先立つ一四年間のうちから穀物価格がもつとも騰貴した二年間と、もつとも下落した二年間を差引いた残り一〇年間の平均価格を基礎としてなされた。一九世紀の最初の二〇年間には穀物価格が騰貴したのにたいし、二〇年代において急速に下落したため、平均価格が市場価格のほぼ二倍となり、償却は著しく阻害されたという。かく

て、二四年一月三〇日の内閣命令により、償却が行われなきときには、平均価格の三分の二を基礎とすることに改められた。

グルンドヘルに支払う貢租が償却される場合、農民は貢租の五分の一を控除した額を基礎とする権利を与えられた。というのは、総じてもともとグルンドヘルが負担すべき地租を農民が支払っていたからであり、その額はフランス立法により収穫物の総額から耕作費用を差引いた額の二〇%と規定されていた。

偶然的貢租の償却は、まずそれを保有地移転料、相続料、退去料 (Abzugsgelder) 等に区別し、それらに別々の償却率を設けて実施された。右岸では偶然的貢租が年地代に換算され、その四倍額で償却された。狩猟権については、はじめ、フランス立法により無償廃止が命じられ、各地片の用益権者に譲渡された。しかし、一八一四年八月一日と九月二二日のニードト・ラインならびにミッテル・ライン政府の命令によ

り、この権利は二〇〇モルゲン以上の地つづきの土地用益権者を除いて廃止され、それ以下の地片の場合には、共同体が二〇〇モルゲンの地片にまとめて落札者に賃貸し、その賃貸料は共同体の利益のために使用することに改められ、さらに三〇年四月一七日のライン左岸にたいするプロイセンの命令により、この面積が三〇〇モルゲンに変更された。

王領地貢租の償却については、まず一七九〇年一月一日と一九〇〇年の法律により、貨幣貢租の場合は二〇倍、現物貢租の場合は二五倍と規定されたが、償却率が余りにも高かったため、ほとんど成果があがらなかった。そこで、一八〇〇年一月一日の法律により、法律発布後六カ月以内に償却がなされる場合には、一五倍額にするとの特典が与えられ、この特典は六カ月経過後も引つづき延長された。もとよりこの特典は、農民の福祉を顧慮してなされたものではなく、国家の財政収入の必要からなされたものであった。ところが、

プロイセン領に移行したのち、この特典は国家収入を減少させるとの理由のもとに、二一年九月五日の内閣命令により廃止された。かくて、九〇年の法律が暗黙裡に効力をもつことになったため、償却が停滞したばかりではなく、僅かの額の貢租が多く、それにたいする徴収費の割合が大きくなって、むしろ国家の利益に反することになった。その結果、二二年一二月二日の内閣命令により、ふたたび一五倍での特典が復活し、くわえて一定期間内に償却されない場合には、貢租は競売に付されて償却能力のある第三者に売られることとされた。しかし、これは償却の本来の目的を余りにも無視した財政優位の措置であった。これにたいし、ニダヤ人と投機者のみを富ます結果になることを理由に、ケルン政府が反対したので、二三年一〇月一日の大蔵大臣訓令により、地代が競売に付されるときには義務者の承認を必要とすると改められた。この特典は三七年六月一九日の内閣命令により廃止されたとし

ても、それまでになされた王領地貢租償却の過程で二〇年代の穀物価格下落の結果、農民はこの恵まれた機会を利用できなかった。ところで、その償却の規模については、ほとんど報告が欠除しているため不明であり、報告がある所でも正確な像を捉えることが不可能であるが、大多数の貢租は残存し、償却は二〇世紀に至るまで緩慢な進行を示したといわれる。その理由として、貢租が僅かであったため農民が高い率での償却の必要を感じなかったこと、ならびにプロイセン政府が右岸におけるように地代銀行を創設して償却を促進するような方策をとらなかったこと、以上の二点があげられている。

四

ライン右岸における償却の過程はプロイセン時代に入つて本格化するが、著者はまずそれに先立つ時代の償却について一瞥を与えている。

右岸における償却の試みは、フランス領に移行する以前に、ベルク公爵領において一八〇一年いらい着手されている。しかし、当時農民が多く、戦争負担を課せられ、一般的に貨幣不足に悩んでいたのにくわえて、償却率が余りにも高かったため、この試みは完全に失敗した。一八〇八年七月一五日のベイヨン協定により、以前のベルク、マルク等を含んだベルク大公国が右岸に設立され、ナポレオンがこの政府を引受けるにおよんで、あらたに農民解放の試みが左岸とは異った方法で開始された。すなわち、八年一月二日の命令により、ライプアイゲンシャフトならびにコロナートの保有地とそれから派生した保有地のすべての上級所有権は無償廃止されるが、ゲジンデ奉仕、死亡税、人身的奉仕、すべての現物ならびに貨幣貢租等は償却を命じられ、さらに九年一月一日の命令により、采邑地では人身に課せられたもの以外のすべての貢租と奉仕を償却することが命じられた。しかし、この二つ

の命令はいくつもの曖昧な点を含んでいたため、異った解釈がくだされ、あまたの係争をひきおこした。たとえば、一代定期小作地の農民がライプアイゲネであると主張したことから生じた係争、クールメーデ地が采邑地か否かをめぐる係争、ホップス地 (Hobsgüter) の農民が人身的に自由であるか否かをめぐっておきた係争等々がそれだ。

係争はまた地租である十分の一税支払いについても生じた。すなわち、一〇年七月三〇日の大公国蔵相命令により、十分の一税は土地所有者に課せられた地租であるから、保有者はグルンドヘルに支払う貢租から五分の一を控除される権利をもつこと、ならびに権利者と義務者間の一致により、これを現物形態から貨幣形態に転化することが規定された。だが、後者の規定にたいし義務者が現物支払いを固執したことから多くの係争が生じた。かくて、一三年三月一九日の法律により、当事者の間に一致がえられない場合には、地価

の一〇分の一の価値を換算の基準として貨幣形態に転化すべきことが命じられた。

王領地貢租については、一〇年四月二八日の王領地・印紙ならびに抵当管理人の総管理局指令により、未払金がある場合にはその支払いとともに一四日以内に貢租の二五倍の貨幣額で償却が命じられた。その成果については同年六月初めに四、〇〇〇義務者のうち、一五人が償却したのみである。一二年に一、一〇〇義務者にたいして償却督促状を送付したさいにも、七五〇人から償却通知がえられたが、実際の償却は一件も行われなかったという。ケーニヒスヴィンター収税局区内でも多くの義務者が償却宣言をなしたに留まり、成果はなかったという。それはどうした理由にもとづくものであったのだろうか。個々の地片での貢租は僅少であったとしても、二五倍の償却率は余りにも高かったこと、現物貢租の場合には、もつとも近い市場の一四年

間の穀物価格から最高と最低の各二年を除いた一〇年間の平均価格でもって貨幣貢租に転化されたとしても、その平均価格そのものが市場価格をはるかに上廻っていたこと、ならびに償却期間が短かすぎたこと、以上の三点に主要な理由があった。

ナポレオン戦争後、ライン右岸がプロイセンに併合されてライン州が設立されるや、この新しい州にプロイセン法をどのように導入するかが問題となった。まず、一四年五月一四日の総監命令により一三年の法律の廃止が命じられ、ついで、同年七月一四日の命令で種々の『グーツヘル・農民関係』にかんする係争が停止され、さらに、一五年五月五日の内閣命令により暫定的に『グーツヘル・農民関係』を現存の状態のままに留めることが命じられた。そして、貴族の意見を代表する雑誌『ヘルマン』に発表されたアッシュエンベルクの提案を入れて、一七年五月三日の内閣命令により一般ラント法の趣旨にもとずき、しかも地方の特殊

事情に適した法律を制定するために、まず右岸各県に一五年五月の命令当時の実際の保有状態と『グーツヘル・農民関係』の状態を調査する委員会が設立された。しかし、この命令はベルリン政府のライン農業関係にたいする完全な無知を示した。デュッセルドルフに設立された委員会が強調したように、ライン州においては『グーツヘル・農民関係』は存在せず、人身的に自由な農民のみが存在していたからだ。かくて、この委員会の仕事が一九年に終るや、二〇年九月二五日に新たな法律が發布され、十分の一税と『グーツヘル・農民関係』にたいしては一般ラント法が無条件に適用され、それ以外の場合にはフランス法が承認された。

だが、新法律は以前の法律の曖昧さをそのまま受けつぎ、係争を解決することはできなかった。この法律からあらたに生じた係争としては、大規模な永小作地 (Erbpachtgüter) と一代小作地 (Gewinnüter) の所有者が小作人から保有権を剥奪する宣言をした場合に、

『グーツヘル・農民関係』として東部諸地域で施行された法律が適用されるか否か、徴収にさいして非常に重荷となる僅かな貨幣額の蠟、雌鶏等の貢租は廃止されうるのか否か、等をあげることができる。

采邑地貢租については、二〇年の法律に全く規定が含まれていなかったもので、同年一月八日にヴェストファーレン、ケルン等の各政府代表からなる特別会議が行われたのち、二四年二月二六日の大蔵省命令により、これら政府の意見とは反対に、レーンスヘルラデスヘル権を守るために裁判所で無償廃止を宣告された貢租の徴収が命じられた。これにたいし、各政府や裁判所が反対を主張したため、大蔵省はこの主張に譲歩した。

王領地貢租償却については、一六年八月一五日の訓令によりフランス法にしたがうことが規定され、国家財政の見地から償却の遂行が期待されていた。しかし、現物貢租を貨幣貢租に転化することが困難であった

め、償却はベルリン政府が考えたように簡単ではなかつた。しかも、各地で義務者は貨幣貢租に転化することを拒否したため、二〇年の法律は貢租を現物で納めることを許可した。この許可は、二二年五月一〇日の蔵相命令により、現物を収容する空間がないとの理由にもとずいて取消されたが、まもなく同年一月一九日の蔵相命令により、ふたたび現物支払いは各政府の判断に委ねられることに改められた。農民がこのような貨幣不足に陥っていたため、償却は二三年に入つていくらか増大したにせよ、政府の期待をはるかに下廻つていた。ケルン政府の報告によるならば、償却率が当時の景気において余りにも高かつたこと、ならびに平均価格が当時の市場価格をはるかに上廻つていたこと、以上の二点にその原因があつた。かくて、二三年五月二一日にはデュッセルドルフ政府に償却を貨幣貢租の場合は二〇倍、現物貢租の場合は二五倍で遂行することが認められ、旧マルク伯領にたいしては平均価

格を一〇%低めるか、または三〇年間の平均価格にするか、についての討論が行われた。

以上のようにフランス法を踏襲した二〇年の法律は多くの係争をひきおこしたので、まず、二二年九月一八日の内閣命令で奉仕、十分の一税等にたいする裁判所の判決作成停止が命じられ、さらに、二四年四月三〇日の内閣命令により、二〇年の法律が適用されているすべての地方にたいして近く法律が發布されるまですべての判決作成の停止が命じられ、ついで、二五年四月二一日に新法律が發布された。この新法律により二〇年の法律は廃止されたとしても、多くの規定はただ形式的に廃止されたのみで実質的には引継がれていた。だが、償却は当事者間の自由意志にもとずく協定を基礎として遂行されることとされ、協定が成立しない場合にのみ、この新法律と、当時審議中であり、近く發布される予定であつた新償却令の諸規定が適用されることとされた。

著者は新法律と新償却令にもとづく償却過程の考察に入るに先立って、まずシュテンデがこれらにたいしてどのような立場をとったかについて述べている。

二六年の第一回ライン州会に對物的賦課償却のための法律草案が提出された。この草案の審議にさいして、ラインの自由主義者は、まず二五年の法律が州会の審議にかけられないで公布されたことに不満を述べ、ついで對物的賦課償却の目的が達せられなかったのは官庁が地方諸關係を知らないでブルジョアの自由に干渉しすぎたことにあると述べた。このようにラインの自由主義者は、一方では古い諸關係の廃棄に賛意を表しながら、他方ではプロイセン政府の既存諸關係を一挙に除去する方策に反対を表明して、草案にたいしてあまたの変更と補足を提案した。

その一つは土地割譲による償却にたいする反対である。しかし、二九年七月一三日の新償却令はこの主張を容れないで貨幣と土地割譲による両者の償却を認め

たため、シュテンデはこれを拒否した。その理由は、ライン州では単居定住（Einzelhof）が支配的であったため、土地割譲により散在する小地片をえる権利者にとつても、土地を失う義務者にとつても、この償却方法は不利であつたからである。しかし、ヴェストフアーレンにおけるように、二六年に九二七の共有地分割が行われ、農民の一部に多くの土地が帰属したところでは、土地割譲による償却が有利であつたという。いま一つの要求は現物貢租を貨幣貢租に転化する基準についてである。シュテンデは法律発布以前一四カ年の平均価格でなく、償却提案のときから遡つて一四カ年の平均価格を要求した。

では、償却の過程はどのように進行したであろうか。まず、五分の一控除にたいしては、二五年の法律において本質的な変更がなされた。すなわち、十分の一税負担者はグルンドヘルへの貢租支払いから五分の一控除の権利をもっていたが、これが将来廃止されるのみ

ならず、控除の行われた過去に遡って五分の一が後払いされることとされた。しかし、これにたいし第一回から第五回までのライン州会でシュテンデが猛烈に反対し、結局三十九年一月二一日の地租法により旧に復した。

采邑地にたいする二五年の法律規定も非常な論争を

巻き起した。二五年の法律はフランス支配時代に采邑地から自由地 (Allodium) に転化された土地にたいし、あらたにその補償として自由地化賃租 (Allodifikationsszins) を支払うことを命じ、以前には無償廃止されることになっていた復帰権 (Heimfallsrecht)、保有地移転料を償却しうる権利と宣言した。これにたいしデュッセルドルフ政府、ケルン政府、ならびに第一回ライン州会においてシュテンデが反対を表明した。しかし、この反対は容れられないで、二八年四月二〇日の内閣命令により示談賠償 (Aversional-Abfindung) の形でこれらの支払いと償却が命じられた。そこで、

同年六月の第三回ライン州会においてシュテンデはふたたびこれらの全面的免除を請願したが、これもまた新たな検討がなされたのち、二九年七月に拒否された。この規定の成果については、采邑地保有者がこれらの支払いを拒否したため、結局五〇年三月の償却令により旧に復したのである。

偶然的貢租は二九年の償却令により権利者と義務者の間の協定を基礎として償却を命じられ、そのさい償却額はできるだけ軽減されることが望ましいとされた。この成果については、償却の協定はしばしば結ばれ、とくにケルンとデュッセルドルフの永小作地では数多くの償却がなされたが、他方また、農民は貢租の支払いを拒否し、クールメーデ地では裁判官が保有地移転料を支払う義務なしとの判決を下したのである。

王領地貢租償却にたいしては、二五年の法律と二九年の償却令は各郡に地区委員会を設けて、償却の基礎となる正常価格を決定するよう命じた。これら委員会

から提出された報告はすべて、償却の基礎とされた平均価格が市場価格を非常に上廻っていると述べ、とくにエッセンのレントマイスターは、現物貢租を貨幣貢租に転化することは不可能であるとまで述べたが、こうした意見は拒否された。しかし、この結果すでに二四年一月三〇日の内閣命令により、二五年末まで許されていた一ターレル以下の小額諸貢租の一五倍額での償却規定、現物貢租の償却がなされない場合には、平均価格の三分の二を正常価格となすとの規定、ならびに土地台帳から貢租支払い義務が十分に証明できないものは一五倍額で償却されるとの規定が、その後も更新されることとなった。こうした点からみるならば、価格が庄迫的作用をもっていたにもかかわらず、この時代の償却は相当の成果を収めたものとみられうる。すなわち、ケルン県では小王領地貢租は二五年のみで一、〇五三件償却され、ほぼ四、〇〇〇件の償却告知がもたらされ、償却件数は三七年から急速に上昇した。

また、デュッセルドルフ県の償却件数は三〇年前半に上昇をはじめ、三七年に最高点に達している。もとより、この償却が行われる過程に困難が生じた。二つの例をあげてみよう。

その一つは、エッセンとヴェルデンに多く存在したホップス・ウント・ベハンディグンク地 (Hops- und Behandlungsgüter) の償却の場合である。この土地の保有者はずでに世襲保有権を獲得しており、多くは又貸に出されていたうえに、戦争によって登記簿への登記がなされなかつたため、貢租が曖昧なものとなっていた。このような事情のもとで、農民が貢租支払いを拒否したため、政府は一年の法律発布までの諸関係を調査し、この土地を復帰権に服し、保有地移転料ならびに死亡税支払い義務をもつ土地と規定した。もとより農民は反抗をやめなかつた。これにたいし裁判所は復帰権、保有地移転料ならびに死亡税支払い義務を認めないとの判決を下し、結局、本来の貢租のみが

現物形態から貨幣形態に転化されたのち、二五倍額で償却されることとなつた。いま一つは飼料用燕麦を貢租として償却すべきか否かという問題である。この問題は、結局土地貸与から生じた貢租であると結論された。

十分の一税の償却については、一一年のベルク大公国の法律により、家蓄十分の一税 (Butzenste) は人身的奉仕から生じたものとして、また開墾十分の一税は将来の開墾奨励の意味で無償廃止が規定されたが、一三年の法律では、すべての十分の一税は地代として償却されねばならぬと変更され、義務者の負担で抵当登記簿への登記が命じられた。さらに、二〇年の法律では、これを現物形態から貨幣形態に転化し、二五倍額で償却するよう規定された。しかし、この法律にもとずいて計算された償却額は、フランス法にもとずく額と比して二倍以上に昇つたため、成果は全然あがつていない。二九年の償却令は、この規定をそのままう

けつぎ、まず現物形態を貨幣形態へ転化することに努力を注いだが、義務者が二〇倍額を主張して拒否したため、三一年一月一日の内閣命令により、三年間だけ二〇倍額の償却が許された。この特典はその後三年間延長されたとしても、成果はほとんどあがつていない。たとえば、ケルン県に存在する十分の一税のほとんどを占めていたケーニヒスヴィンター収税局区内では、三七年の秋までに一四二の禾穀十分の一税 (Garbenste) のうち三二が貨幣形態に転化されたのみで、償却はまったく行われず、ゾーリンゲン郡を除く他の収税局区内においても同様だつた。その理由は、十分の一税支払い義務をもつ土地保有者が土地売買を通じてたびたび交代し、償却文書の作成が困難であつたことにくわえて、ほとんどの十分の一税が非常に僅かの額であつたからであり、償却はなお数十年の間つづけられたという。

なお、ケーニヒスヴィンター、フィリップヒ、ならび

以前のナッソウ地方に多く存在した葡萄十分の一税（Traubenzehnte）の償却についてみておこう。この十分の一税は以前には恩恵十分の一税と呼ばれていた。というのは葡萄の収穫は年により大きく変動するので、支払われる葡萄の質と量が義務者の判断に委ねられていたからである。ところが、この貢租にたいし一八年に一〇カ年の平均収穫を基準として償却が命じられた。しかし、二〇年代に義務者が生産物から生産費ならびに貢租を差引くとなにも残らないほど貧窮に陥ったので、成果はなかった。そこで、三七年に償却を促進するために各地方の償却基準額の決定に着手したが、いたるところで義務者の反対に会ったため、四〇年一月に一般委員会に償却調整が委任された。償却業務は、政府提案の基準額の一五〜二〇倍でもって緩慢に進行し、五〇年代に終了したが、国家が負担した償却調整費は多いところでは償却額の過半に達したという。また、葡萄園の三分の一貢租の償却は、二五年九月に半

年毎三回の分割払いでもって、その年の収穫物総額の五分の二の額で行われることとなり、二六年にはほとんどすべての義務者が償却を完了した。

狩猟権については、一四年七月一三日の総監命令により、共同体または三〇〇モルゲンの用益権をもつ者が償却を欲した場合に廃止されると規定されたが、償却基準が示されなかったため、成果はなかった。その後、償却基準について長い間討議がつづけられたが、結論は出なかった。しかし、四〇年代に入るや、ラインの自由主義者による自由な土地所有の最後の制限である狩猟権廃止の請願が活潑となり、他方、農民もまた野獣による被害にたいして激しい苦情を述べるようになったので、四八年一〇月三十一日の法律により、狩猟権は廃止されて各土地用益権者に帰属することになり、狩猟はこれらの土地を共同体の狩猟地域に統一して行われることとされた。しかし、狩猟資格は五〇年三月七日の狩猟警察法により、三〇〇モルゲンの地つ

づきの土地保有者または完全に垣で囲まれた地所をもつ者に制限された。

五

著者は二五年の法律発布以降の償却過程を考察したのち、四七年の第一回合同州会を契機として生じてきた地代銀行 (Rentenbank) 創設問題の考察に入っている。

地代銀行設立の要求は、農民に償却に必要な資金が欠除しているため、償却立法の目的が達せられなかつたとの理由から生じた。そして、この要求は三九年にオーベルラウジッツにおいて、また四九年にシュェーレンとホズローエンにおいてシュテテンデにより提起され、第一回合同州会に内務省と大蔵省が覚書を提出し、シュテテンデに地代銀行設立についての意見を求めるにおよんで、全プロイセンの問題となつた。ところが、当時立法権は王に帰属し、合同州会の権限は州の内政問題への助言と請願に制限されていたうえに、二

〇年の法律により、召集は毎年行われると約束されていたが履行されなかつたため、第一回合同州会の主要議題はシュテテンデに召集権があるのか否かの問題に集中した。これにたいし、ラインの自由主義者は、王の立法権を認めたいうえでシュテテンデの召集権を強硬に主張していた。かくて、地代銀行設立問題はこの問題と絡み合いながら進展する。

覚書は三一年以来ヴェストファーレンの二、三の郡に設立されていた償還金庫 (Tilgungskasse) と、三四年一月一日開設のザクセンの州地代銀行を模範として作成されていた。その要旨は、権利者に償却金を販売可能な地代証券 (Rentenbrief) で一括して与えることにより、有効な資金を生みだすとともに、負担の多い貢租徴収から解放し、義務者に償却金と利子を数十年にわたつて新設銀行に払込ませることにより、償却金負担を軽減し、農業の改善を可能にするというにあった。この覚書にたいして、合同州会第四審議局は

シュテンデの意見を纏めて修正案を作成したが、とくに問題となつたのは、地代証券の信用を維持するため
に国家保証が不可欠であるという覚書の規定である。

ラインとヴェストファーレンの代表であるハンゼマン、
メヴィッセン、フィンケ等は、一方的な国家保証はシュ
テンデの協力を排除し、王の権限を強化すると反対
し、シュテンデに合同州会の召集権を与え、そこでの
シュテンデの賛成を基礎として国家保証が与えられね
ばならぬと主張した。これにたいし、ボンメルン代表
は、国家保証が問題となる地代銀行の設立に反対して
騎士信用金庫の拡充を主張し、ライン諸都市代表も、
地代銀行に代るものとして信用金庫を要求した。そし
て、これらの意見を投票にかけた結果、州地代銀行設
立に賛成するが、その詳細な案は各州会で作成してつ
ぎの合同州会に提出し、そこであらためて国家保証に
ついての採決が行われねばならぬとの結論に達した。
しかし、この意見にたいし、王は各州にヴェストファ

ールの償還金庫を模範として州救済金庫 (Provin-
zialhilfskasse) を設立するとの決議を下した。その基
金は、プロイセン州から無利子で与えられ、ライン州
には四〇万ターレルが割当てられた。それは対物的賦
課償却のために貸出され、貸出最小額は一〇〇ターレ
ル、借手は六%の利子とともに三二年間で償還するこ
ととされた。だが、この金庫はライン州ではなんらの
役割をも果しえなかつた。なんとすれば、ライン州で
は償却額が一〇〇ターレルに達しない場合が大部分で
あり、くわえて土地の売買を通じて土地の細分化が進
み、その過程で以前の保有者の負債簿のみが残されて、
実際の保有者が不明であつたからである。

このような事情のもとで各方面から償却率軽減の叫
びが高まつたため、四八年四月二七日と六月六日に商
工省は各政府ならびに整理局に償却率修正の提案をな
すよう勧告を發し、他方、六月二〇日の国民集會に地
代銀行設立の基礎となつたパトフの覚書が提出され、

これらの結果、ライン右岸では五〇年三月二日の新償却法により、一方では二九年の償却令が廃止されて新償却規定が施行されるとともに、他方ではあらたに地代銀行が設立されて州救済金庫にとつて代ることとなつた。

新償却法により変更されたおもな点は、自由地化賃租、復帰権、死亡税の無償廃止、貨幣賃租の一八倍額での償却と五分の一控除の廃止、ならびに地代証券で償却される場合には二〇倍額と四%の利子を五六年一カ月で償還すること、以上の三点である。この新償却法にもとづく償却の成果について、デュッセルドルフ県の例をみておこう。ここでは、四八年以降農民が新償却法の有利な結果を期待したため、償却が停滞したが、五〇年以降に上昇している。なお、地代銀行を通じて償却した者とそうでない者との比は、デュッセルドルフ市長の報告によれば、五一年に前者が三五名であつたのにたいし、後者は二名であつた。

五分の一控除廃止にたいする農民の不满、地代銀行

を通じての償却が二〇倍額とされたことにたいする不滿、等から償却は蝸牛的に進行したのだった。

六

ライン州における償却の過程は以上のような推移を辿つたが、ここでの償却の特徴を要約するならば、つぎの五点にまとめられる。

すなわち、(1)左岸と右岸の償却過程を比較すると、右岸では地代銀行設立の結果、あまたの係争が生じたにもかかわらず、償却が急速に進展したのにたいし、左岸では償却が二〇世紀に至るまで緩慢に進行したと、(2)ライン州では償却対象の大部分が僅かの額の貨幣地代であり、奉仕の償却はほとんどなく、償却も貨幣で行われ、土地割譲により行われた場合が稀であること、(3)ヴェストファーレンと比較するならば、ライン州では賃租額が僅かであつたため、上級所有権者が償却により巨大な財産を獲得した例がなく、したがつ

て農民にとつても、償却額は負債を増大させる程圧迫的に作用せず、負債が増大したとすれば、原因はむしろ農業不況にあつたこと、(4)十分の一税が現物形態から貨幣形態に転化されたことが、貨幣経済の進展を促進し、営業の自由な発展の前提の一つとなつたこと、(5)償却の結果をエルベ以东と比較するならば、そこでは農民が日傭労働者に顛落し、資本主義的ユンカー経営が成立したのたいし、ライン州ではグルンドヘルの土地への関係が完全に除去され、農民が完全な土地所有者に転化したこと、以上の五点である。

ところで、著者はライン州における償却立法の推移とその成果を考察したのち、共有地分割の問題の考察に移っている。

七

共有地には放牧地、牧草地、森林地等が含まれるが、ニーダー・ラインやベルクでは単居定住が支配的であ

つたため、耕地強制を表現する共同放牧権、すなわち耕作技術の発展にとつて障害となつた休閑地と刈田の放牧権廃止の問題は重要な意義をもたないで、森林地分割のもつ意義が大きかつた。そこで、著者は共有地分割の考察を主として森林地分割の問題に注ぎ、まず立法過程から考察をすすめている。

ライン州では、一般ラント法の施行区域であるレーズ郡とデュイスブルグ郡を除いて、一八二一年六月二日の共有地分割令は施行されず、別の立法過程のもとにおかれた。ライン左岸では、フランス立法は共有地分割にたいして十分な規定を含まず、成果はなかつた。ベルク公爵領では、一八〇七年一〇月一三日の行政命令により、市町村参事会の協議と行政庁による判定、ならびにランデスヘルの認可をもつて共同体森林の分割が命じられた。

ところが、一八〇七年一〇月三〇日の命令により、森林保護とその最も有利な運営のために、共同体森林

(*Gemeindewaldung und Gemarkenwaldung*) が一般森林行政の管轄下におかれ、大蔵大臣が森林にかんする命令を下すこととされた。その結果、森林行政官吏

は共同体森林の運営に直接干渉を行い、木材を伐採して販売させ、それに税を果すことにより政府の財政収入を増大させようとしたので、各方面から激しい非難の声がおきた。そこで、一六年一月二四日の命令により、ふたたび共同体森林の運営は共同体に委ねられ、政府は上級監視権のみをもつと改められ、このようにして非難を鎮めたるうえで、政府は再三にわたって共同体森林の分割を勧めた。その結果、ケルン政府の発議により、二三年七月に分割をどのように合理的に促進するかについて政府委員、州参事官、森林監視官、分割委員の協議が行われた。しかし、その席上で州参事官シューヴェンが、森林の乱伐を招くとの理由で分割に強く反対し、その後もたびたび政府にそのことを説明したため、反対の声がやがて強まってゆき、二六年

の第一回ヴェストファーレン州会では、ほとんど一致して反対が表明されるまでになった。

このような事情のもとで、政府は三四年六月三〇日に命令を発し、私的所有権のもとにある共同体財産は分割されるが、団体所有権 (*Korporationseigentum*) のもとにある財産は分割されないと規定した。しかし、結果は私的所有権と団体所有権の区別についてさまざまな議論をひきおこしたにすぎなかった。かくて、政府は四六年八月七日の内閣命令により、レース郡とデュイスブルグ郡を除く全ライン州にたいし、共同体森林は分割されねばならぬが、その木材を伐採して耕地に転ずる場合には、政府の許可を必要とするとして規定した。そして、四一年の第六回ライン州会以来、共同放牧地と森林地の分割を償却により遂行することを主張していたシュテンデに、王は四五年の第八回ライン州会で委員会を形成して政府委員と審議を行い、共同地分割に協力することを要求した。この審議は一年

間つづけられ、五一年五月一九日にリース郡とデュイスブルグ郡を除く全ライン州にたいする共有地分割令が發布された。この法律は、所有権が共同体に属し、用益権が定住構成員に属する共有地は分割されて個人所有に移されねばならぬという二九年の共有地分割令の規定に本質的には従っていた。しかし、共同体または共同体構成員の団体財産 (Korporationsvermögen) は、私的所有権に転化されえないとの制限が付され、その他の場合には、用益権者が共同体に償却を提案することが認められた。その結果、共有地が分割の許されない共同体所有権のもとにあるのか、または分割可能な用益権者の共同所有権のもとにあるのかをめぐって係争が生じ、問題は今日までなお解決されていないという。カルダウエンの森林地分割はその一例である。

カルダウエンには、さまざまな名称をもつ村落住民の共同所有権のもとにあるほぼ四〇〇モルゲンの森林

地があった。この森林地の分割をカルダウエンの一部の住民が、三八年から六〇年にかけて四度にわたって提案し、ラント裁判所がこれを認可したのにたいし、控訴院が反対したため、提案は拒否された。その理由は、この森林地が共同体森林地 (Gemeindewaldung) であり、用益権者の共同所有森林地 (Gemarkung) ではないというにあった。そのさい、カルダウエン森林地に隣村住民が用益権をもっていたことについて、控訴院がこの森林地を隣村をも含んだ共同体 (Nachbarschaftsgemeinde) の所有権のもとにあると主張したのにたいして、著者は疑問を提出し、カルダウエンの資料を詳細に検討して、この森林地が分割されるべき用益権者の共同所有権のもとにあったと主張している。

すなわち、一六世紀末の最初の資料によると聖マルチン祭後の最初の水曜に共同体構成員の会議 (Markgedinge) がもたれ、そこで森林地にかんする諸問題

が討議により決められていた。ところが森林地への豚追立て権をみると、最高のメルカー (Märker) と記されている者が、全部で一〇〇頭の豚追立て頭数のうち、五〇頭を割当てられていた。これがグルンドヘルに当る。そして、一七世紀初頭にこの豚追立て権の一部が隣村住民に売られ、その後隣村住民は漸次メルカーと同等の権利を獲得していった。一七世紀中葉にカルダウエンがジークブルグ修道院領となり、ランデスヘルがグルンドヘルに反抗した農民を庇護しながら自己の力を強めてゆくにしたがって、メルカーと隣村民の区別がなくなるとともに、かれらの権利は世襲化し、自由に相続されるようになった。また、森林全体の問題にたいする共同体構成員の自治権は、グルンドヘルの今までの制約から解放されて強化した。そこで、著者はカルダウエン森林地は分割されるべきであったと主張している。

以上のように著者は分割されなかった場合を考察し

W・エンゲルス『ライン州における償却と共有地分割』

たのち、分割が行われた例として、一七年に分割されたロイヒテルマルク、二二年八月に分割されたオーゼナウエルマルク、ならびに五五年に分割が開始され、八一年に終了したブリュッカー・ゲマルクの三つをあげている。もとより、この分割過程において困難が生じた。その点を要約するならば、つぎの三点である。

- (1) ライン州においては、統一的な分割基準がなかったため、地方によって土地保有規模、炉の所有数、家畜所有数、家族数、等の異った基準が選ばれたこと、(2) 政府は分割を促進しようとしたが、小土地保有者が分割に反対したこと、(3) 市町村も共有地に用益権をもっていたので、分割にさいして生じる損害にたいする補償を他の用益権者からえることになっていたが、この額についての協定が難行したこと。

このように著者は分割されなかった場合と分割された場合の例をあげ、これらを総括して、農民間の相互結合はいたる所で長い間存続したが、共有地が分割さ

れた場合には、これらが肥沃な耕地に転化され、農民の自由なイニシアティブのもとに移され、ブルジョア精神の窮極の勝利を意味したと述べている。

八

本書は、ライン州における償却と共有地分割を、ライン州の農民が種々の立法過程を通じてどのように土地保有権者から近代的土地所有権者に転化していったかという法制史の視点から考察している。したがって、

経済史の視点から考察するとき、もつとも重要な意義をもつ解放立法以前の農民層分解の実態、解放立法のそれへの影響、ならびに解放立法がもたらした結果については、直接に回答をえることは困難である。しかし、本書は従来の研究において簡単にしか触れられなかったライン州における農民解放を直接の研究対象として取上げており、ドイツ産業革命の心臓たるライン・プロイセンにおける産業資本の成立過程を研究する場合に、一つの有力な資料を提供するものといつてよい。

償却と共有地分割にかんする年表。

| エルベ以東 | ライン左岸 | ライン右岸 |
|-------|--|-------|
| | <p>一七九〇年一月一八日と一九九日の法律。〔王領地貢租償却、貨幣貢租二〇倍、現物貢租二五倍〕。</p> <p>一七九二年八月二五日と二八日の命令。〔公法的権利無償廃止、私法的権利償却〕。</p> <p>一七九三年七月一七日の命令。〔貢租無償廃止、純粋地代償却〕。</p> | |

《一八〇六年一〇月イエーナの敗戦》

《一八〇七年七月テルジット和約》

〔フランス革命の側圧による上からのブルジョアの改革の開始〕。

一八〇七年一〇月九日の勅令。

〔世襲隷民性の廃止〕。

一八一一年九月一四日の調整令。

〔世襲保有地の場合三分の一、非世襲保有地の場合二分の一の土地割譲による調整〕。

一八一六年五月二九日の宣言。

一八〇〇年一月一日の法律。

〔王領地貢租償却特典、一五倍〕。

一八〇四年一〇月一日の法律。

〔純粹地代の名を明記〕。

《一八〇八年七月ベイヨンス協定》

〔右岸にベルク大公国設立〕。

一八〇八年一月二日の命令。

〔ライプアイゲンシャフトならびにコロナート保有地の上級所有権廃止、その他のものは償却〕。

一八〇九年一月一日の命令。

〔采邑関係廃止〕。

一八一〇年四月二八日の命令。

〔王領地貢租償却、二五倍〕。

一八一〇年七月三〇日の大公国蔵相命令。

〔十分の一税償却規定〕。

一八一三年三月一九日の法律。

〔償却についてより詳細な規定〕。

一八一四年五月一四日の政府命令。

〔一三年の法律廃止〕。

《一八一五年左岸と右岸のプロイセン領への移行、ライン州設立》

一八一五年五月五日の内閣命令。

〔フランス立法から生じた係争停止〕。

〔調整資格の制限〕。

一八二二年六月二一日の共有地分割令。

一八二一年九月五日の内閣命令。

〔王領地貢租償却の特典廃止〕。

一八二二年二月二日の内閣命令。

〔王領地貢租償却の特典復活、償却されない場合には落札者に競売〕。

一八二三年一〇月一一日の蔵相命令。

〔王領地貢租競売には義務者の承認を前提とするとの規定〕。

一八三四年六月三〇日の命令。

〔共同体財産は分割不可能、私的財産のみ分割可能〕。

一八三七年六月一九日の内閣命令。

〔王領地貢租償却の特典廃止〕。

《一八四八年三月革命》〔未完成の市民革命〕。

《一八四七年第一回合同州會》

〔地代銀行設立問題討議〕。

一八四八年四月二七日の商工省提案。

〔償却率修正と償却簡素化提案〕。

一八四八年六月二〇日のパトフ提案。

〔地代銀行設立提案〕。

一八五〇年三月二日の償却法。

〔二〇年の法律と二九年の償却令廃止、新償却規定と地代銀行設立〕。

一八五〇年三月二日の調整令。

〔ライン右岸を除き、すべての農民に調整資格賦与〕。

一八五一年五月一九日のリース郡とデュイスブルグ郡を除くライン州にたいする共有地分割令。